

大谷直人最高裁判所長官あいさつ

最高裁判所長官の大谷直人です。我が国が欧州評議会のオブザーバーとなって 25 周年を迎えるにあたり、日本の裁判所を代表して御挨拶申し上げます。

最高裁判所は、欧州評議会の司法機関である欧州人権裁判所と、1997 年以降、判事が互いに訪問し合うなどの形で、双方向の人的交流を行ってきました。

また、2017 年には、当時の寺田最高裁判所長官とライモンディ欧州人権裁判所長官との合意により、欧州人権裁判所内に日本とのコンタクトポイントを務める判事が指定され、最新の判決や決定を相互に参考送付する取り組みが開始され、その運用が積み重ねられています。

日本は欧州域外の国であるにもかかわらず、こうして我が国の裁判所と欧州人権裁判所との良好な関係が構築されていることを、喜ばしく思っています。改めまして、関係者の方々には感謝申し上げます。

今現在、世界では新型コロナウイルス感染症の拡大が、人類に大きな脅威を投げかけており、これに立ち向かう懸命の努力が続けられています。その一方で、紛争等により個人の人権が軽視される事態も悲しいことに後を絶ちません。そのような中であって、社会の変動にも留意しながら、欧州人権条約、更には普遍的価値を有する人権について、解釈し、事案の解決に当たる欧州人権裁判所が果たされている役割は極めて大きなものがあると思われまます。

我が国は、欧州とは異なる文化的歴史的背景を有していますが、それぞれ司法機関として果たすべき役割には共通する面も多いと思います。最高裁判所と欧州人権裁判所との人的交流、判例交換は、その意味で大変有意義なものと言えるでしょう。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、直接お会いすることが難しい今だからこそ、これまで培ってきた関係の重要性を再認識しております。今後もぜひこの良好な関係を深めたいと思います。

2019 年には欧州人権裁判所の設立 60 周年、2020 年には欧州人権条約制定 70 周年を迎えたと伺っております。これまでの長年の欧州評議会、欧州人権裁判所の営みに改めて敬意を表し、今後の一層の発展を祈念して、私の挨拶を終わりにいたします。